

## 学しゅうしゃようたんまつをつかうときのルール

### (2・3年生よう)



#### 【はじめに】

学しゅうしゃようたんまつをつかうと、学校やクラスがお休みになったときにも、おうちでべんきょうができます。ルールをまもって、みんなでたのしくべんきょうをしましょう。また、学しゅうしゃようたんまつやモバイルルータをつかうときには、先生のおはなししたとおりにつかい、できるだけおうちの人と一しょにつかうようにしましょう。

#### 【もってかえるもの】

- (1) 学しゅうしゃようたんまつ・じゅうでんき(まい日、学校へもってくる)
- (2) モバイルルータ(わたしたひとのみ)(おうちでつかうので、おうちにおいておく)

#### 【学しゅうしゃようたんまつを、もちほこぶときのルール】

- ・学しゅうしゃようたんまつとじゅうでんきを、ランドセルかてさげにいれて、そとではださないようにしましょう。
- ・学しゅうしゃようたんまつは、かならずおうちでじゅうでんをしてくるようになります。(R7)
- ・モバイルルータをもってかえるときには、じゅうでんきももってかえりましょう。
- ・学しゅうしゃようたんまつをいれているランドセルやかばんをおくときは、しずかにおくようにしましょう。(らんぼうにおくと学しゅうしゃようたんまつがこわれるげんいんになります)

#### 【つかうときのルール】

- ・学しゅうしゃようたんまつは、先生からおはなしがあったこと(しゅくだいやオンライン学しゅう)のときだけ、つかうようにしましょう。
- ・※「ルール」をまもれないばあいは、かしだしやもちかえりができなくなります。(R7)
- ・あけるときにひつようなアイディーやパスワードなどは、だれにもいわないようにしましょう。
- ・人の名まえやしゃしんなどは、学しゅうしゃようたんまつには入れないようにしましょう。
- ・学しゅうしゃようたんまつやモバイルルータは、つかわないときはでんげんをきりましょう。
- ・学しゅうしゃようたんまつやモバイルルータにはっているシールをはがさないようにしましょう。
- ・おうちで、学しゅうしゃようたんまつやモバイルルータをつかうときは、つぎのようなところで はつかわないようにしましょう。
- ・たとえば：あついところやぬれているところ。おちそうなところやふまれそうなところ。
- ・モバイルルータをじゅうでんするときは、学校からもってかえったじゅうでんきをつかいます。

#### 【こんなときは】

- ・学しゅうしゃようたんまつを、学校にかえす日にお休みするときは、ほかの日にじぶんでかえしましょう。
- ・学しゅうしゃようたんまつを、なくしてしまったり、こわしてしまったりしたときには、すぐにおうちの人と先生におはなししましょう。



#### 【保護者の皆様へ】

※破損・紛失・故障等で使用できない場合は必ず学校に連絡してください。

※故意による行為や重大な過失により、破損や紛失等に至った場合、児童生徒等の行為に至った背景や発達段階を考慮した上で、ご家庭に弁済していただく場合がありますので、適切に管理いただくとともに、大切に扱うよう、お子様にお声掛けをお願いいたします。

○児童生徒又は保護者等が意図をもって、破損又は紛失等に及んだと認められる場合

例・学習者用端末等を投げる・踏みつける等の行為

・学習者用端末等の譲渡、売却 など

○児童生徒または保護者等が通常払うべき注意を著しく欠いたことにより、破損または紛失等に至ったと認められる場合

例・学校が認めた学習活動等以外の目的で使用したことに起因する場合

・紛失、盗難（警察に被害届を提出し、受理された場合を除く）

・保護者等の判断による廃棄 など

・適切な管理を明らかに怠ったことによる破損、故障（雨天時に屋外で利用し雨水により故障した。洗面所や風呂場など通常利用が想定されない場所での取扱いが原因で故障した） など

○学習者用端末は、学習のための道具です。娯楽等の活用は、させないようお願いします。ご家庭での指導が入らない場合は、学校までご連絡ください。（R7 年度より）

※ルータの通信料は【学習者用端末等 使用ルール】に反しない限り大阪市が負担します。

※大阪市の備品であり、卒業・転校の際には返却していただきます。